

都市計画税の充当される経費について

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和3年度尾花沢市一般会計決算における都市計画税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	都市計画税	59,515 千円
【 歳 出 】	都市計画事業に要する費用	225,740 千円

単位：千円

事業		事業費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市 計 画 事 業	都市下水路費	532	0	0	0	141	391
	公園費	3,061	0	0	0	807	2,254
	下水道費	214,121	0	0	0	56,451	157,670
	公債費 (都市計画事業債分)	8,026	0	0	0	2,116	5,910
合計		225,740	0	0	0	59,515	166,225

※都市計画税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。